

● カーコンビニ倶楽部事件

東京地裁 R4.7.20 R3(ワ)12182 商標権侵害差止等請求事件(國分隆文裁判長)

第 37 類「自動車の整備または修理ほか」を指定役務とする登録商標「カーコンビニ倶楽部」(右図)外の商標権者であるカーコンビニ



倶楽部(株)が、フランチャイズ契約加盟店であった被告会社に対し、被告がロイヤルティの支払いを怠り、また契約終了後もライセンス商標を使用していたことに対して、損害の賠償を求めて認められた事案である。

フランチャイズ契約は平成 26 年 3 月 28 日に締結され、令和 2 年 6 月 30 日に満了終了した。加盟店契約では、ロイヤルティ月額 23 万円の支払いが規定され、契約終了後もライセンス商標を使用する場合には、1 日当たり 2 万円の損害金を支払う旨、さらには、債務の支払いが遅延した場合には、年 10%の遅延損害金を支払う旨が規定されていた。

また被告会社は、契約終了後の令和 2 年 7 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、ライセンス商標を使用して営業を行なった。

而して、被告会社は、契約期間中、令和元年 4 月までのロイヤルティ合計 615 万 2000 円の支払いを怠り、同年 5 月 27 日に原告との間で債務弁済契約を締結した。債務弁済契約では、令和 6 年 6 月まで月額 10 万円ずつ 62 回の分割支払いが約束されていたが、被告は分割支払いを滞り、令和 3 年 3 月 8 日に支払い期限の利益を喪失した。

以上を理由に、原告は未払い分のロイヤルティの支払いと契約終了後の使用に対する違約金、そしてこれらに対する遅延損害金の支払いを求めた結果、判決は 2211 万円とそのうちの遅延損害金の支払いを被告に命じた。

被告は、契約期間中と終了後にライセンス商標を使用したので、原告商標との類似性は問題ないことになり、焦点は専ら損害額の認定となった。したがって、商標自体に関する訴訟ではないが、本件よりフランチャイズ契約のロイヤルティ支払条件の一端を見ることができた事案として紹介する。